

吹田市止水板設置助成金交付要綱を次のとおり定めます。

平成28年3月31日

吹田市長 後藤 圭二

### 吹田市止水板設置助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、住宅又は事業所に止水板を設置する者に対し、予算の範囲内において、止水板設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本市における浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「止水板」とは、豪雨、洪水等の際に建物の出入口等に設置することにより浸水を防ぐ機能を有する板（シート状のものを含む。）であつて、金属、合成樹脂、ゴムその他の防水性の素材で製造されたものをいう。

#### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、止水板を適切に維持管理することができる個人又は法人とする。

#### (助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市内の住宅又は事業所について行う次に掲げる事業とする。

(1) 止水板の設置工事（内外壁の防水工事、土間コンクリート打設工事その他の止水効果を高めるために市長が必要であると認める工事を含む。以下同じ。）を行う事業

(2) 設置工事を要しない止水板を購入する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成対象事業としない。

(1) 専ら住宅又は事業所の浸水を防ぐためのものとは認められない事業

(2) 止水板の修繕（部材の更新を含む。）を行う事業

(3) 国、大阪府又は本市から同種の助成金等の交付を受けることができる事業

(4) 過去に助成金の交付の対象となった住宅又は事業所について行う事業

(5) その他市長が不適當であると認める事業

#### (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の総額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。

（事前協議）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事業の実施内容について市長と協議しなければならない。

（交付の申請）

第8条 前条の規定による協議を行った者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した止水板設置助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、代表者の氏名（以下「氏名等」という。）
- (2) 申請に係る住宅又は事業所の所在地及び概要
- (3) 助成対象事業の概要
- (4) 助成対象事業の完了予定年月日
- (5) 設置工事を行う場合にあっては、施工者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、担当者の氏名
- (6) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 止水板の設置予定箇所の付近見取図
- (2) 止水板の設置予定箇所の平面図及び構造図並びに写真
- (3) 助成対象経費の見積書又は内訳書の写し
- (4) 借地又は借家等において設置工事を行う場合にあっては、当該借地又は借家等の所有者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、止水板設置助成金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

（変更交付の申請等）

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した止水板設置助成金変更交付申請書に第8条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 変更交付申請額
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、止水板設置助成金変更交付決定通知書により、当該申請をした助成決定者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(完了報告)

第11条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した止水板設置完了報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名等
- (2) 完了年月日
- (3) 助成対象経費の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 止水板の設置箇所の平面図及び構造図並びに写真
- (2) 助成対象経費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、止水板設置助成金交付額確定通知書により、当該報告をした助成決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載して押印した止水板設置助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名等
- (2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 次条又は第17条後段の規定に違反したとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第16条 助成決定者は、助成対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第18条 この要綱に規定する申請書等の様式は、下水道部長が定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、下水道部長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。